

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成22年10月21日(2010.10.21)

【公開番号】特開2009-63742(P2009-63742A)

【公開日】平成21年3月26日(2009.3.26)

【年通号数】公開・登録公報2009-012

【出願番号】特願2007-230297(P2007-230297)

【国際特許分類】

G 03 G 15/16 (2006.01)

【F I】

G 03 G 15/16

【手続補正書】

【提出日】平成22年9月3日(2010.9.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

像担持体と、前記像担持体と接触し、回転可能な無端状ベルト部材と、前記無端状ベルト部材の前記像担持体との接触面に対応する前記無端状ベルト部材の裏面に接触する転写部材と、を有し、電圧が印加された前記転写部材によって前記像担持体に形成された現像剤像を前記無端状ベルト部材又は前記無端状ベルト部材の上の記録材に転写する画像形成装置において、

前記転写部材は、前記無端状ベルト部材の裏面に接触する転写シートと、前記転写シートを前記像担持体に向かって押圧する押圧部材と、を有し、前記転写シートは一端が固定され他端が自由端で、且つ、前記自由端が前記無端状ベルト部材の回転方向下流側に配置されており、前記転写シートの自由端は、前記転写シートのシート幅方向中央部側に比べて端部側のほうが無端状ベルト部材の回転方向上流側に引っ張られていることを特徴とする画像形成装置。

【請求項2】

前記転写シートの前記無端状ベルト部材の回転方向上流側の端部は、凹形状に反った状態で固定されていることを特徴とする請求項1に記載の画像形成装置。

【請求項3】

前記転写シートの前記無端状ベルト部材の回転方向上流側の端部を保持する保持部材を有し、前記保持部材は、前記保持部材の長手方向の中央部側が両端側よりも前記無端状ベルト部材の回転方向下流側に突出していることを特徴とする請求項1又は2に記載の画像形成装置。

【請求項4】

前記転写シートの厚みが40μm以上400μm以下であることを特徴とする請求項1乃至3のいずれか1項に記載の画像形成装置。

【請求項5】

前記押圧部材は、シート状の弾性部材であること特徴とする請求項1乃至4のいずれか1項に記載の画像形成装置。

【請求項6】

前記押圧部材は、略直方体状の弾性体であること特徴とする請求項1乃至5のいずれか1項に記載の画像形成装置。

**【請求項 7】**

前記弹性体は、発泡層を有することを特徴とする請求項 6 に記載の画像形成装置。

**【手続補正 2】**

**【補正対象書類名】**明細書

**【補正対象項目名】**0 0 3 7

**【補正方法】**変更

**【補正の内容】**

**【0 0 3 7】**

上記課題を解決するために本発明に係る画像形成装置の代表的な構成は、像担持体と、前記像担持体と接触し、回転可能な無端状ベルト部材と、前記無端状ベルト部材の前記像担持体との接触面に対応する前記無端状ベルト部材の裏面に接触する転写部材と、を有し、電圧が印加された前記転写部材によって前記像担持体に形成された現像剤像を前記無端状ベルト部材又は前記無端状ベルト部材の上の記録材に転写する画像形成装置において、前記転写部材は、前記無端状ベルト部材の裏面に接触する転写シートと、前記転写シートを前記像担持体に向かって押圧する押圧部材と、を有し、前記転写シートは一端が固定され他端が自由端で、且つ、前記自由端が前記無端状ベルト部材の回転方向下流側に配置されており、前記転写シートの自由端は、前記転写シートのシート幅方向中央部側に比べて端部側のほうが無端状ベルト部材の回転方向上流側に引っ張られていることを特徴とする。